

## 26 国民春闘「中間総括」

### 単産と地方・地域共同のたたかいで賃上げ

#### — ケア労働者の賃上げ、後半で伸びつくる —

26 国民春闘は、ケア労働者や非正規労働者の賃上げをみんなの力で作りあげようと「地域を軸に共同の力で支え合いたたかった春闘」をつくり出したこと、全体として昨年を上回る賃上げを実現させたことが特徴です。国民春闘共闘・全労連上げて力を尽くしました。また、26 国民春闘は、すべての労働者に、労働組合に入って、みんなで一緒に「賃上げ交渉しよう」をテーマにたたかい、労働組合主導の賃上げをつくる実践が展開されました。

26 国民春闘は終盤です。24 年春闘、25 年春闘に続き、およそ 30 年ぶりの高い水準の賃上げ回答を 26 国民春闘でも継続しています。昨年の同時期を上回る賃上げ額を引き出しています。ストライキや統一行動など、「たたかう労働組合のバージョンアップ」を背景にたたかってきた国民春闘共闘・全労連のたたかいが「賃上げ」の世論を高めてきた結果です。

その他の特徴として、一つは、医療、介護、障害福祉サービス、保育園、学童保育など、いわゆるケア労働者の賃上げで超低額回答が続いてきたなかで、粘り強い交渉や社会的な賃金闘争を強めることで昨年の賃上げを超える回答を引き出したことがあります。二つには、時間給など働く非正規労働者の賃上げが、昨年を上回るも昨年の最低賃金の引き上げ額全国平均 66 円を上回ることができていないことがあり、春闘終盤に向けて粘り強いたたかいを展開していることにあります。

また 26 春闘で、賃上げ以外にも重要なのが、働き方をめぐり裁量労働制の拡大など時間労働規制の緩和による労働法制改悪の議論が財界や政府によって進められていることがあります。

戦争が世界でつづくなかで、先の衆議院選挙で多数与党を握った高市政権は、「戦争する国づくり」「軍備拡大」、日本の平和憲法を改悪する「改憲議論」を加速させています。しかし、「戦争やめろ！」「憲法変えるな！」と声を上げる人々が日増しに増え、国会議事堂周辺をはじめとして、全国の街角でペンライトやプラカードをもって声を上げる人の波が生まれてきています。改憲を強行する勢力とせめぎ合う正念場のたたかいがつづいています。

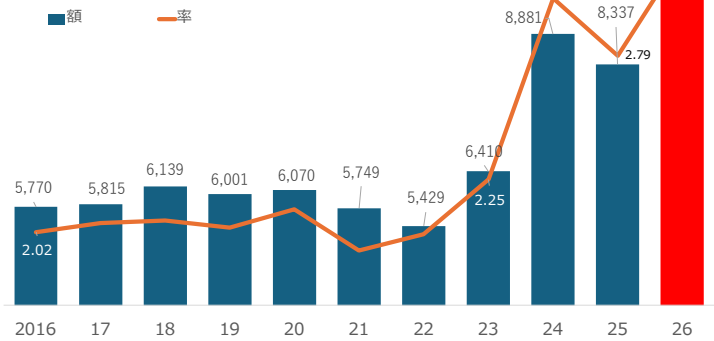
26 国民春闘は、「対話と学びあい」で仲間を増やすこと、組合員参加を最後まで貫くことができるか、主体にたたかう仲間、自分事として声を上げる仲間を増やす、仲間が仲間を呼ぶたたかいがつかれるかどうかの視点に立って総括していく必要があります。

# 1、賃上げ、昨年を上回るも、まだまだ足りない

## ● 賃金引き上げの流れを継続、上回る物価高騰

国民春闘共闘・全労連は、26 国民春闘の第7回賃上げ回答集計(6月4日現在)をまとめました。結果は、1人あたり平均で月額10,211円、改定率3.23%の引き上げ回答でした。昨年同時期を月額1,874円上回る回答で、24年、25年春闘とつくりあげて来た賃金引き上げの流れを継続させ大きく上回ることができています。医療や障害・福祉、介護などケア労働者の粘り強い賃上げ交渉と社会的な賃金闘争によって引き出した成果です。

26春闘賃上げ回答推移 (第7回加重平均 同時期比較)  
(引き上げ額と引き上げ率) 2026.6.4現在 国民春闘共闘・全労連

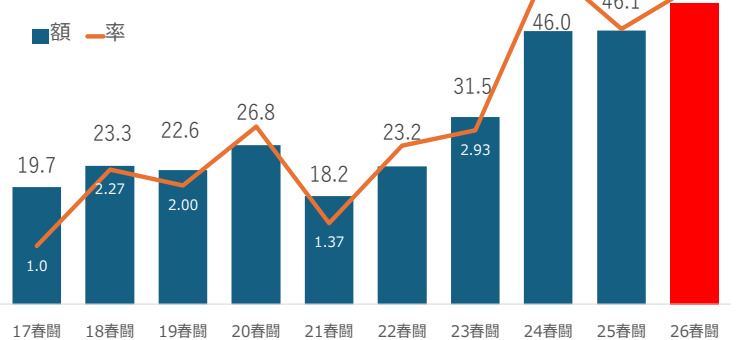


しかし、イランでの戦争をはじめ中東情勢の悪化で原油価格の高騰がつづき、物価の高騰が追い打ちをかけるなど、実質賃金の低下が続いています。このままの賃上げ水準では、実質賃金をプラスに転換することはできないことは昨年までの経過を見ても明らかです。日本の経済は、賃上げが物価高騰に追いつかず、労働者にとっては、いわゆる「失われた30年」は継続している状態です。

## ● 非正規労働者、昨年同水準で終われない

非正規労働者など時間給で働く仲間の回答は、50.7円(5.37%)の引き上げで、昨年最終比較で4.6円上回る結果となっています。改定率は正規労働者を上回り正規と非正規の格差是正には一歩前進したと言えます。しかし、昨年の最低賃金の平均時給66円(6.3%)の引き上げに及ばない水準です。

26春闘賃上げ回答 非正規・時給 (第7回集計最終との比較)  
(引き上げ額と引き上げ率) 2026.6.4現在



非正規労働者や女性労働者などの低賃金労働者、年金の低さから定年後も働かざるを得ない高齢の労働者が急速に増えています。経営者は、できるだけ安い賃金で労働者を雇おうとしますから、低賃金労働者を低賃金のままにすることは、労働者全体の賃金水準を押し下げていくことになります。

非正規労働者の賃金底上げは、最低賃金も大切ですが、最も重要なのは個々の職場で低賃金労働者を放置しないことです。パートや臨時、派遣などいわゆる非正規労働者の賃上げを特別に最後まで追求

することです。そして、職場での賃上げが実現することで、最低賃金を引き上げさせる労働組合主導の賃上げへと進めていくことがめざすべきたたかいの方向です。

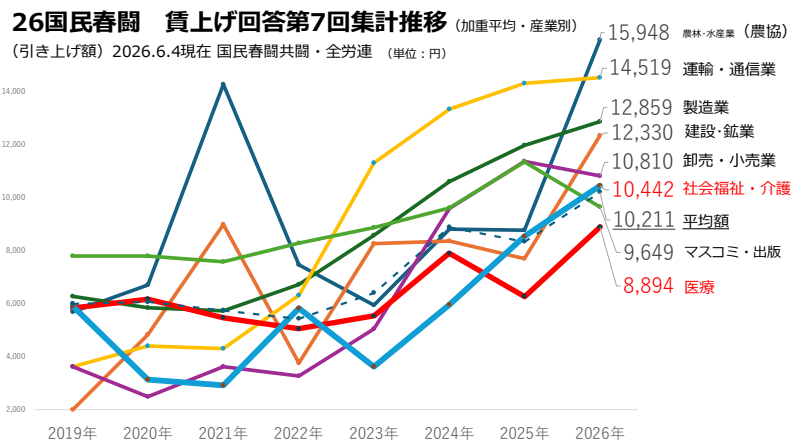
● ケア労働者の賃上げ、職場交渉と社会的な賃金闘争で昨年超え

26 春闘の特徴として取り上げなければいけないのが、医療や介護、障害・福祉などの産業で働くケア労働者の賃上げが低額回答のまま推移してきたことです。しかし、第 7 回集計で医療では、引き上げ額が 8,894 円(2.77%)、福祉や介護では、10,442 円(3.80%)と春闘後半に向けての粘り強い交渉の結果、昨年を上回り、障害・福祉、介護、保育では全体平均を上回る回答を引き出しています。医療では第 1 回集計から 1.62 倍となる 3,413 円の上積み、障害福祉・介護・保育では 2.15 倍となる 5,593 円の上積みを引き出しています。

政府は昨年末の臨時国会で、「医療・介護等支援パッケージ

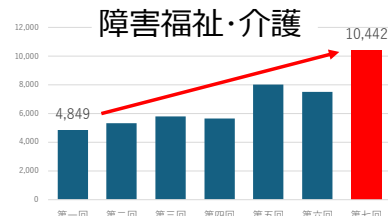
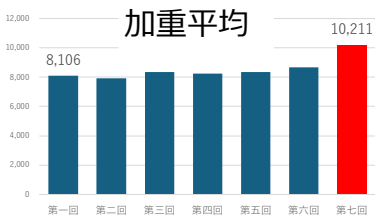
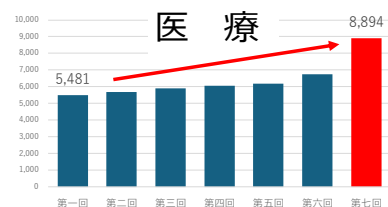
1 兆 3649 億円の補正予算」「診療報酬では、2014 年以來の 12 年ぶりとなる本体 3.09%のプラス改定で、賃金ベースアップとして年 3.2%を 2 年で 6.4%の賃上げを見込んだ」、「介護報酬 2.03%、障害福祉サービス等報酬 1.84%の改定を 1 年前倒して期中改定する」と一定の賃上げ施策と物価高対策を取らせました。たたかいの成果です。しかし、職場・経営者は、「以降も賃上げ分として手当されるかは不透明でベアはできない」「手当での支給を検討する」「経営赤字の補てんに回す」などと、定期昇給のみとなる例年並みの回答を繰り返しています。賃上げの財源が公定価格改定で示されているにも関わらず、ベースアップ回答を示さないのは、医療や介護職場の赤字を労働者にしわ寄せするだけで、経営者としての労働者の雇用責任を果たさない思考停止の回答とも言える状況が春闘前半でありました。しかし、粘り強い交渉やケア労働者の賃上げを求める社会的な世論をつくりあげる中で昨年を上回る引き上げをつくり出しています。

日本医労連の 5 月 28 日現在の賃上げ回答状況では、2 万円以上が 11 組合、1 万円以上 2 万円未



**26春闘賃上げ回答の推移**  
3.12第1回集計から6.4第7回集計の変化

○約3か月の交渉など粘り強いたたかいで  
**医療で1.62倍となる3,413円上積み**  
**障害福祉・介護では2.15倍となる5,593円上積み**  
 ○医療は、まだ平均下回る状況



満が 33 組合あることが確認できます。

福祉保育労は、群馬県に 11 の保育園分会を有しています。25 春闘ではと保育園分会が 2 万円を超える賃上げを秋までかかって引き出したのを契機に、26 春闘では、おひさま飯塚保育園分会、玉村おひさま分会が 26,600 円など、他の分会でも五桁の回答を競うように引き出しています。地域における産業別労働組合による横の波及力が発揮される教訓的なたたかいがあります。大幅な賃上げを経営者に決断させています。こうした職場があることを励みに、横に波及させたたたかいきることが極めて必要です。

春闘最終盤、ケア労働者の賃上げは、ベアを引き出すまでたたかい抜く必要があります。関係単産の要求提出状況も約 50%にとどまっており、最後まで賃上げ要求書を提出して交渉で勝ち取る丁寧でねばり強いたたかいが求められます。地方・地域組織を軸に、引き続き他産業労働組合からの支援も含めて、国民春闘共闘・全労連あげてのたたかいが必要となっています。

「ケア労働者の VOICE」で、賃上げを求める声と応援メッセージを集めています。ケアの職場では、組合員・職場の怒りが沸騰しています。5 月 31 日の日曜日には、全国一斉で「ケア労働者の労働相談ホットライン」を実施しました。



## ● 実質賃金、4 年連続マイナス

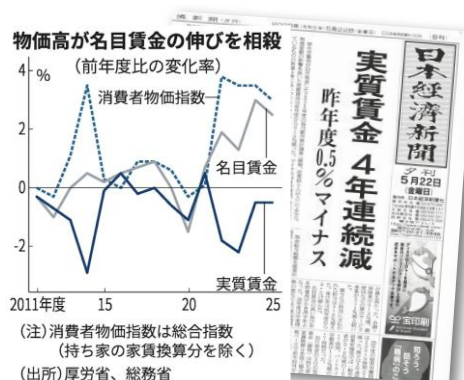
厚生労働省が 22 日発表した 2025 年度の毎月勤労統計調査(確報、従業員 5 人以上)によると、「物価変動の影響を除いた実質賃金は前年度から 0.5%減った。マイナスは 4 年連続。賃金は伸びているものの物価上昇に追いつかなかった。マイナス幅は 24 年度から横ばいだった。実質賃金の算定に使う 25 年度の消費者物価指数(持ち家の家賃換算分を除く総合)は前年度比 3.0%上昇した。伸び率は 4 年連続で 3%以上となった。コメやチョコレートなど食料品を中心に上がった」(2026 年 5 月 22 日 日本経済新聞)。

### 実質賃金 25 年度 0.5% 減 4 年連続マイナス 物価高に賃上げ届かず

▶厚生労働省が 22 日発表した 2025 年度の毎月勤労統計調査(確報、従業員 5 人以上)によると、物価変動の影響を除いた実質賃金は前年度から 0.5%減った。マイナスは 4 年連続。賃金は伸びているものの物価上昇に追いつかなかった。

▶マイナス幅は 24 年度から横ばいだった。実質賃金の算定に使う 25 年度の消費者物価指数(持ち家の家賃換算分を除く総合)は前年度比 3.0%上昇した。伸び率は 4 年連続で 3%以上となった。コメやチョコレートなど食料品を中心に上がった。

2026 年 5 月 22 日 日本経済新聞



26 春闘で「大企業での 5%超の賃上げ」との評価の高まり、大幅引き上げとされる最低賃金の 2025 年改定ですが、想定された通り、実質賃金は 4 年連続でマイナスとなり、日本の労働者の賃金は事実上、30 年を超えて下がり続けています。生活の困難は、深刻さを増しています。非正規労働者の増加にも注目する必要があります。

## ● 労働組合主導の賃上げはどこまでつくれたか

(1) 実質賃金マイナス止まらない、4 年連続マイナス

なぜ、実質賃金をプラスに転換することすらできないのか。深い考察が必要となっています。基本的には、中東情勢の悪化による想定を超える物価高騰がありますが、やはり、企業利益連動の賃上げから、労働者のたたかいによる生計費に基づく賃上げ闘争をつくり切れていないことにあります。低賃金・不安定雇用で働く非正規労働者は、2004年1,564万人(31.4%)が2025年2,128万人(36.5%)と1.3倍超に増やされています。その他、兼業、副業、細切れで働くスポットワークの増加、そしてフリーランス労働者の増加など、低賃金で働かせる労働者を増やすことで、経済全体の調整弁とされ、実質賃金をプラスに転化させない操作がなされています。

## (2)「すべての労働者に賃上げ交渉しよう」と呼び掛けた春闘

26 国民春闘は、すべての労働者に、労働組合に入って、みんなで一緒に「賃上げ交渉しよう」をテーマにたたかうことを呼びかけてきました。めざすは、賃上げ交渉を文化にする最初の春闘です。ここでも、労働組合主導の賃上げをつくっていく方針を打ち立ててきました。道労連は、全労連の評議員会での発言で「要求提出 100%を目指す。ここ数年、努力しているがいまま要求提出が単組全体の 40~50%程度となっている。深刻であり、26 春闘ですべての単組の要求提出をつくるオルグを強める」としました。



非正規労働者の大幅な賃上げは、最も困難が強いられる労働者の問題として、労働組合が最も寄り添い、要求を強めなければいけないたたかいです。経営の調整弁にされていることを労働組合が見逃すことがあってはなりません。また、職場をリタイヤした高齢労働者が低年金のためにアルバイトなどで働かなければ食べていけない状況に追い込まれ、多くの年金受給者が働き続け、急速に増えています。すべての労働者が賃上げ交渉し、労働組合で賃上げを勝ち取れる文化を作り上げていくことが重要となっています。

## (3)「非正規春闘」の到達

「非正規春闘」に結集したたたかいます。ナショナルセンターの潮流を超えて、非正規労働者を組織する各地の個人加盟ユニオンなど(現時点で 33 労組)が集結する「非正規春闘」が、「約 4 万人が参加して 160 社と交渉する」するなど運動が広がっています。要求は「非正規労働者賃金を 10%以上引き上げること」、各地でともにたたかうようにします。

労働組合に入って一緒に要求しましょう。声を上げようということを多くの非正規労働者との対話を展開し、つくりあげていきましょう。

- 生協労連では、生協関連一般労働組合関東流通サービス静岡分会と生協関連・一般労働組合流通サービス岡山分会は 3 月 26 日、賃上げ再回答を求めてストライキを決行しました。委託職員のストライキは史上初です。「賃金月 1 万円アップ」を要求しましたが回答は 9,500 円。ストライキに踏み切り

ました。

- 首都圏青年ユニオン回転寿司分会(通称:回転寿司ユニオン)の仲間は、地域間格差・同業他社より低い賃金に対し 25 春闘で賃上げを要求しました。賃上げに向き合わない回答に対し店舗前でストライキを実施。要求と組合の運動を見せることで店舗で働く非正規の仲間の、その場での組合加入を実現するなど、仲間を増やし時給アップを実現しました。
- 自治労連の各単組や各地の公務公共一般でも非正規の仲間に組合の姿を見せようと、すべての職場を訪問、会計年度任用職員全員に手紙の送付、自治体を通じてすべての職員へのニュース配布など、組合の姿を見せ「非正規の要求でたたかっています。力を貸してほしい」と訴えることで仲間を増やしています。各地で会計年度任用職員が組合に加入し、声を上げ立ち上がることで、「会計年度任用職員運用マニュアル」の改定を勝ち取っています。
- 「組合つぶしの人事評価だと思った。怖かった」。今年 3 月、愛知県のある自治体で、非正規公務員が労働組合を結成したことや職場での労働組合活動を理由に人事評価を「C」判定されるという稚拙で卑劣な不当労働行為が行われました。私たち国民春闘共闘・全労連の組合員に対してです。東京新聞が「自治体が『妊娠で雇い止め』『組合つぶし』の悪質な人づかい／非正規雇用「会計年度任用職員」制度が温床に」を見出しに報道しました。

並行して 3 月 19 日、名古屋市職労に加入している会計年度任用職員の組合員らが、会計年度任用職員による会計年度任用職員のための協議会、「会計年度任用職員協議会(ほこイカ会なごや)」の結成集会を開催しました。

## 非正規公務員の組織化に勢い

- ▼**学習の友2025年12月号** 特集「みんなで賃上げ交渉！」レバカレから26春闘へ
  - ・「労働組合は魔法のツール」
  - ・「公務員非正規の賃上げ運動」東京公務公共一般 原田仁希さん
- ▼**月刊全労連2025年12月号** 職場ホットライン
  - ・「会計年度任用職員の雇い止めを教訓に活動強化と加入増」東京公務公共一般 豊島支部長 山中学
- ▼**月刊全労連2026年1月号 No.347**
  - ・「会計年度任用職員アンケートから組織の拡大強化へー 沖縄の実践」自治労連沖縄県事務所 長尾健治
  - ・「職場の声が届き要求が実現できる組合を」やまなし公務公共労働組合委員長 向山三樹
  - ・「STOP雇止め! 「3年公募」廃止キャンペーン」京都府「3年公募」キャンペーンチーム
- ▼**学習の友2026年2月号**
  - ・「仲間の横のつながり」が組合の魅力! 対話で仲間を増やし、要求実現  
広島自治労連・広島市留守家庭子ども会指導員労組
  - ・教育現場を支える非正規労働者の権利を守るために 理不尽な差別に組合結成、仲間を増やす  
山口自治労連・山口いきいき労組
- ▼**対話と学びあいで仲間増やし**
  - ・国土交通・航空 常勤職員の組合員が10人の期間業務職員を仲間に(非正規センターより)
  - ・群馬・高崎の自治労連 3Tアクション4年目キックオフ集会 組合員が増えている
  - ・大分の自治労連 おしゃべり会で会計年度任用職員21人を仲間に迎えた
  - ・広島・呉市の保育園で20人の組合結成 自治体関連一般労組 せいれんじ分会

## 2、最低賃金の全国一律制確立、時給 1700 円以上、2000 円めざす

最低賃金をめぐっては、2025 年改定で平均 66 円(引き上げ率 6.3%)の引き上げで全国加重平均

1,121 円(最高 1,226 円、最低宮崎、高知、沖縄 1,023 円)となりました。発効日の先送り・分散化が強行され、群馬県は 3 月 1 日、秋田県は 3 月 31 日発効と、基準の 10 月発効を大きく逸脱させられました。また、高市政権は、前の石破政権が示した「2020 年代に 1500 円実現」の方針を「政府が目標を示すのは無責任として、経済状況に応じて決める」としました。全労連が行った厚生労働省への要請では「政府目標は、閣議決定であり、いまも生きている」としています。

厚生労働省は、2 月 27 日に中央最低賃金審議会(目安制度の在り方に関する全員協議会)を前倒し開催、2028 年 10 月改定前までの予定で、5 年に一度の目安制度(ランク制度)の在り方の検討と同時に、25 改定での発効日先送り・分散化は「最低賃金制度の効果を弱めるもの」として是正をはかる方向で、今年の 10 月改定に間に合うように方針をつくる議論を開始しました。

低賃金・不安定雇用で働く非正規労働者が、2004 年 1,564 万人(31.4%)が 2025 年 2,128 万人(36.5%)と 1.3 倍超に増えています。賃金の値崩れを防ぎ、賃金の底上げを図るうえで、その重要性は日増しに高まっています。そして、最低賃金の抜本的な引き上げには、現在の地域別で企業の支払い能力が考慮される制度では実現させることはできません。最低賃金全国一律の実現に向けた取り組みの強化が必要となっています。

### 3、裁量労働制の規制緩和など労働法制改悪を許さない

高市政権の労働時間規制緩和対策の議論は労政審から日本成長戦略会議労働市場改革分科会へ移り 3 月から 5 月にかけて開催されました。その分科会でも裁量労働制や変形労働時間制の緩和を使用者側は主張し、議論のまとめでも労政審で緩和の検討を進めるよう圧力をかけるものとなりました。この分科会は構成員 11 人のうち労働者を代表する委員が一人しか任命されておらず三者構成主義が崩されています。国民春闘共闘・全労連・労働法制中央連絡会は「三者構成の厳守を求める緊急要請書(団体署名)」に取り組み、777 筆提出し三者構成を守れと政府に迫りました。また意見書も提出し、時短など法の規制強化とともに厚生労働省が労働者支援の役割を果たすよう求めました。構成員は変更されませんでした。裁量労働制の対象業務の拡大について労使に委ねることに疑問を呈する委員もあり、使用者側の意見を野放しすることには一定の歯止めをかけることができました。

この春闘では労働者の実態を明らかにするため労働時間に関するアンケートや裁量労働制実態調査を行ないました。労働時間を減らしたいと答えた人は 56%と多くの労働者が時短を求めていることが明らかになり、財界が言う働きたいニーズはないことがはっきりとしました。裁量労働制については長時間労働、賃金抑制のために制度が利用されていること、裁量がないにもかかわらず適用されている人も多く、この制度の欠陥が浮き彫りとなりました。私たちの裁量労働制廃止の要求の正当性が改めて示された結果となりました。

自民党は 4 月、財界の「労基署が残業規制の過度な指導をしている」という訴えを真に受け、使用者側の支援をするような残業規制の指導の見直しの提言を首相に提出。全労連は国公労連とともにすぐさま提言の撤回を求める談話を発表し、記者会見を開きました。新聞各社もこの提言を批判するような社説

を出しています。

#### (1)賃下げなしの1日7時間、週 35 時間労働をめざす

各職場では、時短や休日を求める取り組みが進んでいます。化学一般労連の職場では「1日15分の就業時間短縮」、生協労連では「年間休日5日間増」を勝ち取っています。時短要求は決して多くの職場ではありませんが粘り強いたたかいで確実に要求が進んでいます。

労基法の規制強化を求める請願署名は3月と5月に提出しました。5月27日現在50,952筆集まっていますが、世論を動かすほどの集約とはなっていません。秋以降も同じ項目で再度取組む予定です。学習リーフを活用しながらさらなる取り組みが必要です。

労働法制中央連絡会を中心に街頭宣伝でも署名に取り組みました。労政審が開催される会場の前では雇用共同アクションとともに厚労省・労政審包囲行動を実施。毎回約30名が参加し労政審の委員や厚労省に向けてアピールをしました。

労政審では労使コミュニケーションの基盤強化も議論されていますが、全労連としても集団的労使コミュニケーションの提言案を出すなど議論を開始しました。また昨年12月には労使コミュニケーションの学習会を雇用共同アクションとして開催し理解を深めました。労働法制の学習会は全国各地で取り組まれています。岩手県の胆江労連では旗びらきの中で労基法解体の狙いについて学習しました。今後も情勢学習は労基法解体阻止、時短を進める上で必要です。

26春闘では初めて5月1日メーデーを労働者の権利を守る日として、国民の祝日にするよう厚労省への要求書に盛り込みました。

#### (2)雇用の安定を求めて

日本成長戦略会議労働市場分科会では労働移動についても議論がされました。成長分野への移動を狙っていますが、移動を拒否した場合は解雇も考えられます。政府は解雇金銭解決制度の創設を模索しています。全労連は分科会への意見書の中で創設反対を主張しました。

同一労働同一賃金をめぐっては今年10月改定のガイドラインが示されました。家族手当には継続した雇用が必要など不十分な点も多いため改善を求めるとともに職場では改定に沿っているかのチェック機能を果たす必要があります。

## 4、労働安全衛生を職場に根付かせる取り組み

地球温暖化が進み、熱中症対策の重要性が指摘される中、政府・厚生労働省は3月18日に「職場における熱中症防止対策のためのガイドライン」を策定しました。その中身はWBGT値の把握や労働衛生管理体制の確立、作業管理や健康管理など熱中症リスクに応じた措置となっています。またこの間職場段階では、空調服や飲料等の配布などの面で前進を勝ちとった職場があることに加え、生協の職場では最も気温が高くなる8月中旬に9日間の配送業務休止を実施させるなどの成果を勝ちとっています。

職場に存在する労働災害リスクは熱中症対策だけではありませんし、それぞれが労働者のいのちや健

康を脅かす課題です。この間、国民春闘共闘・全労連として各単産・職場における取り組みの経験・教訓の交流は十分ではありませんでしたが、職場の労働安全衛生対策の底上げを図る観点からも、さまざまな機会を捉えて単産・職場での事例交流や情報発信を強める必要があります。

## 5、あらゆるハラスメントと女性や性的マイノリティ差別の根絶をめざして

職場におけるハラスメントの根絶をめざすうえでは「対話と学びあい」で職場の問題点を明らかにしながら、職場で働くすべての人たちの共通認識として広げることを念頭に置いた取り組みとともに、ILO 第 190 号条約批准を求める取り組みを進めてきました。

全労連では、職場学習資料のバージョンアップを行い職場での学習を呼びかけるとともに、2月12日に114人の参加で開催した「労働組合の力でハラスメントと性差別をなくそう！2・12 ステップアップミーティング」にオンラインを含め114人が参加しました。また、職場におけるハラスメントの実態を明らかにする「職場点検 WEB アンケート」は797人分を集約し、5月29日実施した法務省・厚生労働省要請と記者会見で活用した。国会請願署名については、6月15日現在32,779筆の集約となっています。

ハラスメントに対する取り組みは、アンケート集約も男女がほぼ同数となるなど一定の前進面はあるものの、職場からハラスメントをなくすという観点から見れば、第三者介入ワークショップの開催状況も含めてまだまだ不十分だと言えます。

## 6、政府の改憲策動を止め、憲法がいかされる社会を

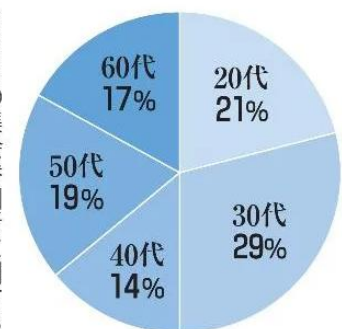
26 国民春闘をめぐってどうしても強調しなければならないのは、「戦争する国づくり」が、国会の多数を背景にした高市政権の強権的な政治運営によって加速させられていることです。衆議院議員の「9条改正、賛成が83%」「自衛隊明記」7割超（毎日新聞 2026.3.3）と、憲法改悪に向けた動きが強められ、憲政史上最も危険な状況と言っていいでしょう。

平和憲法を守り生かす正念場です。国会周辺での緊急行動に集まり「戦争止めろ！」「憲法守れ！」「9条変えるな！」と声を上げる人々が日増しに増えています。3月25日には2.4万人、4月8日には3万人、4月19日には国会前に3.6万人、全国150か所で行動がありました。国会の力関係からの改憲への強い流れの潮目を変える、大きな動きがつくられつつあります。8日の国会前デモを共同通信が携帯会社とともにスマホアプリの位置情報から調べたところ「年代別で30代29%、20代21%、50代19%などだった。性別では女性が6割以上を占めた」と報じています。



※8日の集会参加者に関するデータは共同通信が分析

年代別割合  
改憲反対集会参加者の



国民大衆のたたかいで国会を包囲し、高市政権による改憲策動を必ず止めなければいけません。憲法を守り生かすたたかいでもポイントは、組合員の参加と、地域での共同を全労連の仲間が中心となつてすすめることです。労働組合に限らず、幅広い人たちとともに声を上げることをつくることです。請願署名をはじめ、集会や行動に積極的に結集し、成功をめざしましょう。

## 7、「対話と学びあい」の推進で仲間を増やして 26 春闘に勝利しよう

### ● 「対話と学びあい」で声を上げる仲間を増やし、26 春闘に勝利しよう

春闘の賃上げ闘争でも、平和をめぐるたたかいでも、労働者の生活を窮地に追いやる極めて厳しい状況があります。この怒りを「対話と学びあい」で労働組合の組織化につなぐ、仲間を増やすことに成功することが、いま程重要な時はありません。組合員、労働者との「対話と学びあい」を徹底的に組織するなかで、組合員の自主的・自覚的な参加によるたたかいをつくることです。運動は当事者自らが声を上げる事以上の力はありません。そして変えられます。「対話と学びあい」で仲間を増やしながら、26 国民春闘の取り組みをすすめること、春闘を終えたときに仲間が 1.5 倍にも 2 倍にもなることをイメージしてたたかいをつくりあげましょう。

以上

## 【26 国民春闘の主な行動】

- 11～2月 「対話と学びあい推進、仲間増やし集中期間」
- 1月01日(木) 能登半島地震2年
- 1月06日(火) 「働くみんなの要求アンケート」第二次集約日  
2026 新春宣伝行動
- 1月07日(水) 2026 年新春合同旗開き
- 1月14日(水) 国民春闘宣言行動、経団連包囲行動
- 1月16日(金) 国民春闘共闘第1回単産・地方代表者会議
- 1月21日(水) 全労連第68回評議員会(～22日・完全オンライン)
- 1月28日(水) 26 国民春闘総決起集会
- 1月31日(土) <第一次最賃デー>ローカルビッグアクション
- 2月11日(水) トヨタ総行動
- 2月16日(月)～ 医療・介護・障害福祉サービス報酬の臨時改定を求めるケア労働者アクション集中期間(21日まで)
- 2月28日(土) 金属労働者のつどい(東日本・東京上野公園)
- 3月01日(日) 金属労働者のつどい(西日本・神戸)
- 3月01日(日) 3.1 ビキニデー
- 3月05日(木) 26 国民春闘！中央行動(総決起集会・国会請願デモ行進など)
- 3月06日(金) 「女性の休日」行動
- 3月07日(土) フクシマ原発事故から15年 とめよう原発3.7集会(代々木公園)
- 3月08日(日) 2026 年国際女性デー中央大会
- 3月11日(水) 賃上げ回答集中日
- 3.11 東日本大震災・フクシマ原発事故15年
- 3月12日(木) 全国統一行動日(ストライキ含む)第一波
- 3月13日(金) 3.13 重税反対全国統一行動
- 3月25日(水) 全労連単産・地方代表者会議(～26日(木))
- 4月09日(木) 賃金上げろ！最賃ビッグアクションデー(第2波全国統一行動)
- 5月01日(金) 第97回メーデー
- 5月03日(日) 5.3 憲法大集会
- 5月22日(金) <第三次最賃デー>国会行動・国会議員学習会

- 5月31日(日) 若者憲法集会  
5月31日(日) ケア労働者の労働相談ホットライン
- 6月06日(土) 全労連・非正規ではたらく仲間の全国交流集会 in 滋賀 (～7日(日))  
6月12日(金) 2026 レイバーノーツ大会・シカゴ (～14日(日))  
6月 日( ) <第四次最賃デー>厚生労働省・中小企業庁要請、宣伝、記者会見  
6月24日(水) 国民春闘共闘第2回単産・地方代表者会議
- 7月25日(土) 全労連・第33回定期大会 (～27日・砂防会館)
- 8月30日(日) 福島原発事故15年福島集会 (パルセいいざか)

以上